**平成２１年（フ）第１６６号**
青森県弘前市大字大富町10番地18
債務者　小浜　公孝
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２１年（フ）第１６７号**
青森県黒石市追子野木１丁目247番地16　工藤方
債務者　北畠あぐり
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２１年（フ）第１７４号**
青森県弘前市大字湯口字二ノ安田72番地49、住民票上の住所青森県弘前市大字清水２丁目７番地７
債務者　下山　里美
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２１年（フ）第１７８号**
青森県弘前市大字城南２丁目11番地５
債務者　藤井　幸子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２１年（フ）第８０号**
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1096
債務者　安藤千恵子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第６０号**
山口県防府市牟礼今宿１丁目16番26号
債務者　松本千代子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第７８号**
山口市矢原642番地23
債務者　小田　素子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１６号**
山口県防府市大字牟礼68番地
債務者　澤　　和彦
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２４号**
山口県防府市迫戸町21番58号
債務者　伊藤　憲男
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第３２５号**
愛媛県松山市光洋台６番地59
債務者　髙橋　健一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第３２６号**
愛媛県松山市光洋台６番地59
債務者　髙橋　榮子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第３５０号**
愛媛県松山市竹原３丁目17番25号　ラブリハイツ松山212号
債務者　松岡　英治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第３６６号**
愛媛県松山市石手白石甲171番地２　フルールＢ202号
債務者　田中　優兵
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第３７４号**
愛媛県松山市桑原３丁目８番24号
債務者　大野　成人
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
松山地方裁判所

**平成２１年（フ）第６６号**
和歌山市片岡町１丁目１番地
債務者　清水　綵子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第１４７号**
和歌山県橋本市さつき台１丁目15―６、住民票上の住所和歌山県橋本市学文路188番地の50
債務者　上西　将生
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２１年（フ）第１５７号**
和歌山県有田郡有田川町大字奥1001番地10
債務者　野﨑　　寛
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係